

社会福祉法人ふるさとの会 虐待防止のための指針

特別養護老人ホームふるさと
デイサービスセンターふるさと
介護ステーションふるさと

1. 施設における虐待防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為と認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見、早期対応を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に関する委員会の設置

- (1) 当施設では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「高齢者虐待防止・身体拘束対策委員会（以下「虐待防止委員会」）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切にするための担当者を定めることとする。
- (2) 委員会の委員長は委員の互選等によって選任する。
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、その他の職員とする。
- (4) 委員会の開催は毎月開催し、管理者及び委員長が開催の必要があると判断した場合、隨時開催する。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
 - ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
 - ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
 - ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること
 - ⑥施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
 - ⑦身体拘束を実施した場合の開始及び解除の決定
 - ⑧身体拘束廃止に関する職員の指導
 - ⑨提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること

4. 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は、年2回以上実施することとする。また、新規採用時に必ず虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努める。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 施設内で利用者等に虐待が疑われる場合は、職場長等に速やかに報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 施設内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努める。
- (5) 職員は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長に報告します。また、虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待の対応と養介護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市の適切な窓口を案内するなどの支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（施設長）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は、相談者にも報告するものとする。

9. 入所者等に対する指針の閲覧に関する事項

入所者及び家族をはじめ、外部の者及び職員に対して、本指針をいつでも閲覧きるよう、事務所に備え置くこととする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護、高齢者虐待防止のための職員研修のほか、京都府社会福祉協議会や老人福祉協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

11. 附則

この指針は、2023年（令和5年）4月1日より施行する。